

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年1月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（5名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	秋山照雄君
	若尾彰子君		保坂康君
	谷口和男君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	中込広人君	生活環境部長	相川泰史君
福祉部長	飯沼秀司君	子育て健康部	戸澤文香君
保険課長	堤貞治君	環境課長	望月新路君
脱炭素社会推進室長	伊藤敦君	障がい者支援課	輿石文明君
長寿推進課長	保坂義実君	健康増進課長	瀧波秀彰君
国民健康保険給付係長	村越恵君	生活環境係長	樋口一君
自立支援係長	島田さおり君	生活支援係長	志田さか江君
長寿あんしん係	中込浩司君	介護保険係長	川上恵美君
介護予防推進係	八巻千寿子君	健康企画係長	赤松圭君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 山岡広司 書記 池上恵

内容

- 1 甲斐市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画
(案) について (保険課)
- 2 甲斐市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化について (保険課)
- 3 新ごみ処理施設建設 (山梨西部広域環境組合) の進捗状況について (環境課)
- 4 新し尿処理施設建設 (峡北広域行政事務組合) の進捗状況について (環境課)
- 5 甲斐市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) (案) について (脱炭素社会推進室)
- 6 甲斐市第4次健康増進計画・第3次食育推進計画 (案) について (健康増進課)
- 7 令和6年度の新型コロナワクチン接種体制について (健康増進課)
- 8 公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について (健康増進課)
- 9 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (案) について (障がい者
支援課)
- 10 甲斐市第2期自殺防止対策計画 (案) について (障がい者支援課)
- 11 甲斐市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 (案) について
(長寿推進課)
- 12 その他

開会 午後 1時20分

○書記（深澤隼人君） ご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開始いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第2、委員長挨拶。

金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めましてこんにちは。

年が明けまして、今年初めての委員会だというふうに思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、昨年12月31日に山本英俊議員から議員辞職願が提出され、同日付で議長が許可をされました。厚生環境常任委員会は1人欠員となり、次回の改選まで5名の定員となりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

○委員長（金丸幸司君） それでは、これより次第3、内容に入ります。

初めに、（1）甲斐市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について、担当より説明をお願いいたします。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

保険課から、甲斐市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）についてご説明をいたします。

計画書（案）につきましては、タブレットにデータでお配りしてございます。

昨年5月の常任委員会では、本計画の策定について、1の背景、2の目的につきましてはすでにご説明してございますので、3、根拠法令等からご説明をさせていただきます。

根拠法令等は、1つ目の丸、高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び第19条、2つ目の丸、特定健康診査等基本方針ほかに基づくものであり、全ての市町村国民健康保険の保険者が策定しなければならないものでございます。

次に、4、計画期間につきましては、現行の計画が今年度令和5年度に終了することから、新たな計画を令和6年度から令和11年度までの6年間計画するものでございます。

次に、5、計画策定の概要につきましては、生活習慣病に係る医療費及び受診動向の分析や前期計画の事業を検証し、山梨県共通の指標・目標達成に向けた方策を庁内ワーキングにおいて検討するとともに、計画を策定するものでございます。現行の計画は市町村ごとにそれぞれが計画を立てており、ばらばらな計画であったため、国から示される基本指針や山梨県の標準化ツールを用いたデータヘルス計画を共通化する山梨県版ひな形により、統一した目標の達成に向けた計画を策定しております。

本日の常任委員会においては、保険課以外に5つの計画案が策定されておりますが、本計画は山梨県版ひな形によるため、他の計画とは全く違う構成となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、6、計画策定体制等につきましては、庁内ワーキングとして保険課を中心とした健康増進課担当者とのワーキング、国保連合会の保健事業支援や評価委員会、県国保援護課によるヒアリングを実施しており、明日からになります。市民等から計画について意見を求めるパブリックコメントを実施いたします。

2ページをお願いいたします。

7、内容等につきましては、主なものを抜粋し、資料に掲載してございます。

まず、(1)第3期データヘルス計画につきましては、1つ目の丸、事業分類1、特定健康診査・特定保健指導(県共通指標)は43ページに、事業1-1、特定健康診査は45ページに記載しております。

ここではメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防を図るための特定健康診査を実施するものでございます。また、検証により分かった課題といたしましては、特定健康診査では40代、50代での受診率が低く、特に男性の若年層が低く、未受診者対策などを課題としております。

また、表中に現在編集中と表記され、数値が入力されていない箇所が幾つかございますが、県から数値が現在公表されておりませんので、今後公表され次第、入力してまいります。

続いて、事業1-2、特定保健指導(県共通指標)は47ページに記載しております。

メタボリックシンドロームの改善や生活習慣病の改善の必要な被保険者へ特定保健指導を実施する内容でございます。

次に、2つ目の丸、事業分類2、糖尿病対策(県共通指標)は49ページに、事業2-1、糖尿病腎症重症化予防事業は51ページに記載しております。

ハイリスク者に保健指導を行い、生活習慣の改善を促し、糖尿病性腎症の重症化を予防する内容でございます。

事業2-2、糖尿病予防教室は53ページに記載しております。

糖尿病予備軍やハイリスク者に糖尿病に関する理解を深めることを目的とし、本人及び家族に対して保健栄養・運動指導についての教室や個別相談会を開催する内容でございます。

続いて、(2)第4期特定健康診査等実施計画につきましては、特定健康診査及び特定保健指導を適切かつ有効に実施するため、現状の分析と指標を設定する内容でございます。

次に、8、計画の構成(概要)につきましては、第1部が第3期データヘルス計画として、第1章基本的事項から第6章その他の保健事業までとし、第2部を第4期特定健康診査等実施計画として、第1章特定健康診査等実施計画についてから第5章その他までとしてそれぞれ構成しております。

1枚めくっていただき、3ページをお願いいたします。

9、今後の予定でございますが、本日の1月12日が厚生環境常任委員会で計画案を報告、明日13日から2月6日までパブリックコメントを実施し、広報及び市ホームページにより計画に対する意見を募集し、意見等を反映した上で2月14日に厚生環境常任委員会及び2月21日の国民健康保険運営協議会にて報告を予定しております。2月22日、本市部長会議にて計画の決定を行い、3月に公表する予定でございます。

また、皆様のお手元にお配りしてございますA4、1枚、甲斐市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画書(案)に対する意見・提言書をご覧ください。A4の1枚になります。

こちらの用紙に提出議員氏名、ご意見等をご記入いただき、1月26日金曜日までに保険課へご提出をお願いいたします。

なお、ご意見等がない場合のご提出は不要でございます。

以上が計画案の説明になります。よろしくをお願いいたします。

○委員長(金丸幸司君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） データヘルス計画の最後の97ページなんですけれども、実施体制の確保及び実施方法の改善についてなんです、この人材育成や確保とICTを活用した保健指導の推進というところなんです、特定保健指導はたしか甲斐市は委託でしていたと思うんですけれども、委託先にこういったことを求めるといふ計画なんですか。そのあたりをすみません、詳しくお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 村越国民健康保険給付係長。

○国民健康保険給付係長（村越 恵君） お答えいたします。

特定保健指導の実施について、市で行っているものは委託事業と、あと市の保健師が行っている事業とがあります。その中で、委託先においてはタブレット等を使用したICTによる保健指導を行っております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。ちょっと質問よろしいですか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） では、既に行われているということで、新しく市の保健師が行う保健指導についてもこういったICTを活用していくとか、そういった趣旨の計画なんですか。

○委員長（金丸幸司君） 村越係長。

○国民健康保険給付係長（村越 恵君） 今後は、市の特定保健指導についてはまだ現在は紙と面談による指導を行っておりますが、来年度はまだ今までどおりの仕様となっております。委託事業につきましては既にICTを活用しておりますので、それは継続して行う予定でございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか意見ありますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。保険のほうとかよく山梨県で統一化とかいうのでやっているんですけども、このデータヘルス計画ですか、これで健診とか、あるいは人間ドックとか、これは甲斐市独自で結構進んでいると思うんですけども、県のほうで統一化されたりとかそういうことがあるんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） お答えします。

所管課が原則そちらの健康増進課のほうで全体のことを行っておりますので、国保に関することになりますけれども、国保については県下統一して健康指導ですとか人間ドックの受診は推奨していく形になるんですけども、県下で例えば補助枠を幾らにするとか、そういった統一ということまでは決められてはおりません。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか意見ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）についてを終わります。

次に、（2）甲斐市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化について、担当より説明をお願いいたします。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

資料の4ページをお願いいたします。

甲斐市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化についてご説明いたします。

1、概要につきましては、国民健康保険における高額療養費は、被保険者が医療機関等へ支払った医療費の一部負担金が自己負担額を超える場合、2つの方法により、自己負担限度額を超える分の給付を受けることができます。

①1つ目の方法は限度額適用認定証でございます。事前に本市窓口で申請することで、限度額認定証または限度額適用認定・標準負担限度額認定証の交付を受けることができます。この認定証を医療機関で提示することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。

②2つ目の方法は高額療養費支給申請によるものでございます。一度医療機関に一部負担金を支払い、後から申請することで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

今回、簡素化を行うのは②の方法で、自己負担限度額を超えた対象者に毎月約350通の支給申請勧奨通知を発送し、申請書の受付業務を行っております。対象者には毎月重複している方も多く、該当するごとに申請に来ていただき、申請者の負担や担当課における職員の窓口の負担が大きいことなどから、令和3年3月に国民健康保険法施行規則の一部が改正され、高額療養費の支給申請に関する手続について、市町村の判断により別段の定めをすることで申請手続の簡素化が可能となりました。

次に、2、内容につきましては、これまで毎月高額療養費の対象者に支給勧奨通知を発送し、申請をしておりましたが、このたび甲斐市国民健康保険高額療養費の支給申請手続の簡素化に関する事務取扱要綱を制定し、手続の簡素化をするものでございます。

これにより、初回令和6年1月に発送する通知から、窓口で手続の際に簡素化の申請をすることで、次回以降の高額療養費の支給申請において、申請書の提出を省略し、初回申請に記載された振込口座に高額療養費を支給することができるものでございます。

なお、今まで医療機関へ支払った領収書を持参していただいておりますが、1月発送分の通知から申請書に医療機関への支払いに未納がない旨の項目にチェックを入れることで、領収書についても提出の必要はなく簡素化を図っております。

また、従来は毎月窓口での手続において国保税の納入状況を確認し、未納がある場合は納付相談をしておりましたが、2回目以降を簡素化した場合、滞納世帯への折衝機会が減少することから、過年度の国保税に未納がある場合は今までと同様の手続とし、簡素化の対象外とするものでございます。

次に、3、県内他市の導入状況につきましては、甲府市のほか6市が導入済みでございます。

最後に、4、今後の主な予定につきましては、今月1月から実施し、対象者に通知を発送する予定でございます。通常の申請書のほかに簡素化申請書、簡素化のお知らせを同封いたします。以降、毎月新規の対象者には同様の通知を発送いたします。また、市ホームページ及び広報により周知してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この高額療養費の自己負担額の限度なんですけれども、これは所得とかそういうのに応じて違ってくるものなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） お答えいたします。

所得が、まず年齢で70歳未満の方と70歳から74歳の方で自己負担の限度額が決められております。また、所得に応じて区分が5段階に分かれておりまして、70歳未満の方は5段階という形になっておりまして、通常一般的な平均な形の方が所得が210万を超えて600万以下の方が8万100円を越えた医療費が高額医療費として戻ってくるという形になっております。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、自分が高額療養費幾らぐらいになるかというのは、それは自分で調べるということになる、何か保険課に聞けば大丈夫なんですか。

○委員長（金丸幸司君） 村越係長。

○国民健康保険給付係長（村越 恵君） あらかじめ医療費が高額になりそうな場合については、先ほど①のほうでも説明したような限度額適用認定証の申請をしていただければ、その発行に基づいてそちらに区分が書いておりますので、その区分が幾らまでの限度額かという表示がございますので、そちらで判断していただくこととなります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 先ほど領収書の提出が不要というところなんですけれども、自己申告で勘違いだったり、故意であったり、それが事実とそごがあった場合の対応というのはどうなりますか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） 基本的には今私が説明したチェック項目を入れまして、ご自身が医療機関のほうの支払いには未納がありませんということでチェックを入れるんですけれども、もし後々見つかった場合につきましては、要綱の中で甲斐市の支払った高額療養費は返還していただくような旨の記載もありますので、それに対応してまいりたいと考えておりま

す。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） この制度ができて毎月約350通とかいう話ですけども、これによって職員のほうの仕事の量というのはどのぐらいの割合で減るのかなという思いがあるんですけども、それいいですか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） お答えします。

平均すると約350件というご説明をしましたが、対象となる前の昨年の令和5年10月に発送した分が319通ございまして、もしそれを簡素化した場合については313人の方が、313件ですかね、件数が簡素化されるという形になります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化についてを終わります。
ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時48分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

続いて、（3）新ごみ処理施設建設（山梨西部広域環境組合）の進捗状況について、担当より説明をお願いいたします。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） よろしくお願いたします。

新ごみ処理施設建設の進捗状況についてご説明させていただきます。

資料5ページになります。

1、新ごみ処理施設につきましては、ごみ焼却施設と粗大ごみ施設で構成され、計画処理

量などを基に施設規模、炉の数を検討しております。

現時点の計画では、①ごみ焼却施設は1日当たり274トン进行处理できる規模のものとし、炉の数については1炉が故障しても対応できるよう、2炉構成としております。事業費につきましては、合計税抜き421億円を見込んでいます。

②粗大ごみ処理施設は1日当たり20.3トン処理できる規模とし、事業費は合計税抜き37億円を見込んでおります。

2としまして、ごみ処理施設事業者選定委員会の設置についてですが、新たに整備するごみ処理施設の建設及び運営を行う事業者を公正かつ公平に選定することを目的としております。組織を構成する委員は、学識経験者や副市町長合わせて8名を予定しております。

次のページになりますが、3、用地取得状況につきましては、令和5年11月に税務署協議を終了いたしまして、現在用地交渉のほうを進めております。

4、今後の主なスケジュール（予定）につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、新ごみ処理施設建設（山梨西部広域環境組合）の進捗状況についてを終わります。

次に、（4）新し尿処理施設建設（峡北広域行政事務組合）の進捗状況について、担当より説明をお願いいたします。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） それでは、7ページをお願いいたします。

峡北広域行政事務組合で進めております新し尿処理施設建設の進捗状況について説明いたします。

建設候補地につきましては、令和5年2月の厚生環境常任委員会でお示ししたとおり、既存施設の南側隣接地を予定しております。

1になりますが、その建設候補地にかかわる課題について報告いたします。

（1）新し尿処理施設建設に当たり、基本設計資料に必要なため、建設予定地の地質調査

を行ったところ、5か所中2か所からコンクリート殻や鉄筋片、木片などの廃棄物が確認されました。

その今後の対応といたしまして、廃棄物による環境汚染の状況を確認するため、地下水調査を行いました。調査項目のカドミウムや鉛などの検査項目について全て基準値以下でありました。しかし、廃棄物が確認されたことにより、近隣住民の懸念を払拭するため、今後土壌ガス調査や建屋部分のボーリング調査の実施を検討しているとの説明がございました。

2番としまして、追加事業としまして、この事業は循環型社会形成推進交付金を活用することとしており、当初は令和6年度に供用開始する計画で、交付金事業に必要な地域計画書を令和6年度までの期間で策定しております。しかし、事業が遅れたため、令和7年度から令和11年度の間地域計画書の作成が必要となったものです。

3番、事業の遅延についてですが、建設予定地に廃棄物が確認されたことによりまして、現時点では令和10年度供用開始を予定しておりましたが、さらに供用開始の時期の遅れが予想されることとなりました。

新し尿処理施設の建設の進捗状況については、説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この前、西部広域で今の処理施設見学に行ったんですけども、結局延びたとしても今の処理施設を4年ぐらい使うということなんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 委員さんのおっしゃるとおりで、延びたとしても現施設を使っていく形となります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、それで取りあえず問題はないわけですね。どこかよそへ持っていかなきゃいけないとか、そういうわけではないんでしょう。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 現時点ではそのような予定はございませんが、万が一というとき

もごさいますので、それについては今後検討していく段階になっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、新し尿処理施設建設（峡北広域行政事務組合）の進捗状況についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

次に、（5）甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について、担当より説明をお願いいたします。

伊藤脱炭素社会推進室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） お疲れさまでございます。

脱炭素社会推進室から、甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）に関する説明をさせていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

1、現状になります。

本市では2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に取り組むことを令和2年7月に宣言しているところであります。ゼロカーボンシティの実現に向けては、二酸化炭素排出量削減に資する各種の施策に取り組む必要があり、併せて再生可能エネルギーを最大限に有効活用することが非常に重要であります。

現在、本市では地球温暖化対策の推進に関する法律において策定が義務づけられています地方公共団体の事務事業に関する温室効果ガスの削減計画は、甲斐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として策定されているところではありますが、同法律で策定に関して努力義務となっています甲斐市全体で温室効果ガス削減計画を定める甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、未策定となっています。事務事業編は甲斐市役所が事業所

として行う事務事業に関する温室効果ガスの削減を図ることを目的とするものであり、区域施策編は市民、事業者、市が一体となって、甲斐市内全域で温室効果ガス削減の推進を図るものであります。

2、計画策定についてになります。

今回策定いたします甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、策定に関して努力義務となっているものの、2050年カーボンニュートラルを見据える中で策定するものではありませんが、併せて、本市では令和3年度から令和4年度の2か年事業として採択を受けた補助金の交付要件として、補助事業完了日が属する年度の終了後2年以内に地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が求められているところであり、また本市においては国から脱炭素先行地域に選定されているため、先行地域選定要件としても令和7年度までに策定が求められているところでもあります。

3、計画策定の目的になります。

甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することで、市域から排出される温室効果ガスを抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化への対応をするために市民、事業者、市の各主体が一体となって地球温暖化防止に向けた対策に総合的かつ計画的に取り組んでいくことを目指していきます。

4、甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）の概要になります。

地球温暖化対策の推進に関する法律により、地方公共団体において地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を行う際は、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減に向けて取り組む事項としまして、資料記載のとおり（1）から（4）の事項が定められているところでもあります。

それぞれの取組をまとめました計画の内容についてご説明をさせていただきます。

甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）につきましては、別添ファイルでご確認をいただきたいと思えます。

計画案の主立ったところを説明させていただきます。

本計画は、第1章計画策定の背景から第9章区域施策編の実施及び進捗管理の9章立てで構成されており、このほか資料編により構成がされているところでございます。

なお、資料編としての用語解説等はパブリックコメント実施以後、計画書の製本段階において追加することといたします。

1ページをお願いいたします。

素案の1から9ページの計画策定の背景としまして、地球温暖化対策をめぐる動向を記載させていただき、地球温暖化のメカニズム、気候変動の影響、国際及び国内の動向、あわせて山梨県または本市の動向について記載をさせていただいております。

次に、10ページから11ページにかけては、計画の基本的事項になり、計画の目的、位置づけ、計画の期間、対象とする温室効果ガスを記載させていただいております。

計画期間につきましては、国が定めました政府実行計画の温室効果ガス排出削減目標年次が2030年となっており、また本計画の上位計画であります第2次開始環境基本計画や第3次甲斐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画終了年度も2030年度となっていることから、2024年度、令和6年度から、2030年度、令和12年度までの7年間を計画期間としました。

次に、38ページをお願いいたします。

38ページから49ページにかけては、昨年11月に実施した市民アンケート結果の概要、アンケート結果から導かれる施策の方向性について記載いたしました。

アンケート調査は今回の計画策定に際し、地球温暖化対策に関する市民の皆様の意識、取組状況、地球温暖化対策の各種施策の関心などについて調査を行うことで、今後の施策検討のための基礎資料として活用することを目的に実施したものであります。

続きまして、54ページをお願いいたします。

54ページから56ページでは、本市の温室効果ガス排出削減目標について記載させていただいております。

温室効果ガス排出総量削減目標は、対策・施策の削減効果の積み上げにより設定し、56ページにありますように、本市においては2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度を基準として、51%削減することを目指していきたいと考えています。

57ページをお願いいたします。

57ページから73ページでは、目標達成に向けた取組の記載をさせていただいております。

57ページには、目標達成に向け再生可能エネルギーの利用促進、事業者、住民の削減活動促進、地域環境の整備・改善、循環型社会の形成の4つの施策に関する事項を大枠として、以降のページにおいて施策の展開方針、具体的な取組及び取組による削減効果について記載をしています。

以上が計画書案の概要となります。

資料にお戻りいただき、9ページをお願いいたします。

今後のスケジュールになります。

本日、厚生環境常任委員会に諮らせていただいた後、明日1月13日から2月6日の期間でパブリックコメントを実施します。その結果を2月の厚生環境常任委員会へ報告し、修正を踏まえつつ今年度内に計画策定を完了する予定でございます。

なお、パブリックコメントとは別に市議会議員の皆様からご意見、ご提言等をいただきたく、お手元に甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案に対する意見・提言書の用紙をお配りいたしました。提出期限は令和6年1月26日金曜日まで、提出先は脱炭素社会推進室となっておりますので、ご意見がございましたらご提出のほどよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 去年5月、ゼロカーボンシティの計画案が出ましたですね。「隼（甲斐）より始めよ」ですか。それで、4つの先行地域に分けていうことで、何かいろいろとあったんですけども、その計画の進行とこれとはかぶりながらやっていくということなんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） お答えいたします。

昨年4月28日に国から選定されました脱炭素先行地域に関しましては、7つのエリアで取り組む内容を計画させていただいたところであります。脱炭素先行地域において先進的に行うものを横展開するために、先行地域では様々な事業を展開させていただくところではございますが、こちらの区域施策編に関しましては、先行地域以外の地域もエリア指定をさせていただいていますので、甲斐市全体で取り組む施策等を決めさせていただくものでございます。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

そのほか質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

続いて、（6）甲斐市第4次健康増進計画・第3次食育推進計画（案）について、担当より説明をお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） よろしくをお願いいたします。

健康増進課から、甲斐市第4次健康増進計画・第3次食育推進計画（案）についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、10ページをお願いします。また、別冊としまして本計画の案をお配りしておりますので、別冊のほうも併せてお願いいたします。

では、説明をいたします。

まず、1、計画策定の目的は、市民一人一人が心身ともに健やかな生活を送るために実践しやすい取組と、それを支援する施策の方針を示すために、健康増進法及び食育基本法に基づきまして、令和6年度から令和12年度までの7年間を計画期間として作成するものでございます。

次に、2としまして、策定経過と意見公募の必要性につきまして、こちらは計画の策定に当たりましては、国や県の計画における趣旨等を踏まえながら、市民の生活状況や健康課題を把握するために、本年度実施したアンケート調査の結果や関係する事業の所管部署の担当者で構成する庁内ワーキング会議において、現行の施策をまず評価した結果、それを考慮して進めてまいりました。また、自治会や社会福祉団体、医療・福祉・介護関係者、教育・保育施設などの代表者で構成されます甲斐市保健福祉推進協議会に対しまして、策定の進捗状況を適時報告するとともに、内容の審議を行ってきたところです。

また、計画案を市民に広く周知し、意見を公募することで、より生活に密着し、地域に根

差した計画とするために、パブリックコメントの実施をするものでございます。

こちら資料には今申し上げたとおりのイメージ図を示しております。

ここで、別冊のかいてきプランの案ですね、こちらのほうの目次のほうをちょっと説明させていただきます。

目次につきましては、第1章から第8章、そして資料編と続いておりますが、第1章の計画概要、第5章のところでは計画の基本方針、第6章では健康づくり、食育推進に向けた取組を具体的に記載しているものでございます。

本計画の案につきまして、第8章のかいてき情報と資料編につきましては、こちら資料となりますので今回の案には掲載されておりませんので、ご了承ください。

続きまして、元の資料の10ページにお戻りいただいて、3のパブリックコメントの実施内容です。

こちら、(1)の計画案は別冊の資料のとおりとなっております、募集期間は令和6年1月13日土曜日から2月6日火曜日までの25日間を予定しております。

閲覧方法につきましては、電子媒体としまして市のウェブサイトに掲載するとともに、紙媒体として本市の健康増進課及び敷島、双葉支所の市民地域課に、窓口計画案を設置いたしまして閲覧していただくことになります。

4の提出方法は、電子メール、ファクス、郵便、持参、いずれも健康増進課までご提出いただく形になります。

また、計画に対する意見・提言等を用紙を備えておりますので、議員の皆様からのご意見等ございましたら、2月5日月曜日までに健康増進課までご提出をいただければと考えております。

以上、説明となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 11ページで、新型コロナウイルス感染症予防接種法上の……

○委員長（金丸幸司君） いや、そこはまだいっていない。

○委員（谷口和男君） すみません。

○委員長（金丸幸司君） こっちはまだ食育のほうですね。

そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ちょっとすみません。ちょっと僕が聞きそびれちゃって、この案について、議員のこれ、いつまでですか。

[「2月5日でございます」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） 分かりました。

そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市第4次健康増進計画・第3次食育推進計画（案）についてを終わります。

次に、（7）令和6年度の新型コロナワクチン接種体制について、担当より説明をお願いいたします。

瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 続きまして、よろしくお願いいたします。

令和6年度の新型コロナワクチン接種体制についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは11ページとなります。

1番としまして、特例臨時接種の終了についてです。

こちらは新型コロナワクチンの接種につきましては、令和5年12月22日に開催されました国の専門家会議の中で、現在行っております特例臨時接種を令和5年度末で終了をしまして、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病として位置づけをし、定期接種として実施することとなりました。

こちらの資料の下の表に、参考まで臨時接種と定期接種のA類の内容、そしてB類に位置づけられている高齢者に行う季節性のインフルエンザや肺炎球菌の接種費用の補助についてなどを掲載しております。令和6年度からはこちらのB類に移行しますので、一番近いものとしては季節性インフルエンザと同様になる見込みでございます。

その続きで、令和6年度から大きく変わる内容として、大きな2番、現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較表でございます。

こちらは対象者につきましては、現在のところ生後6か月以上の方の全てを対象としておりまして、対象が広がっておりますが、令和6年度からは65歳以上の高齢者及び60歳か

ら54歳で重症化リスクの高い者に限られます。

また、接種期間につきましては、今、期間が今年度末までになっていますが、令和6年度からは季節性インフルエンザと同じように、年に1回、秋冬を想定して接種をすることとなります。

使用ワクチンや自己負担につきましても、現在接種に使われておりますファイザー、モデルナ社、第一三共社など流通しているワクチンを使ってありますが、来年度からはワクチンはまだ未定ではございますが、そのときに流行している株のものを使うということで、一般流通しているワクチンを使う予定です。現在のワクチン接種では自己負担はなし、本人から負担するものはないですが、全て国費で賄っておりますが、来年度からは負担額がある形になります。接種の費用の負担の内訳につきましては、現在は全額国が負担しております。来年度からは市町村が負担する形となりますが、こちらにつきましては地方交付税で3割の措置が検討されているところでございます。

接種の勧奨や接種努力義務につきましては、現在のところ一部を除きまして、ありになっておりますが、来年度からは季節性インフルエンザと同じようになりますので、この接種勧奨等がなくなります。

接種場所や集団接種会場につきましても、現在双葉の体育館で行ってございました集団接種会場は令和5年12月17日日曜日をもって終了いたしまして、原則来年度からは集団接種会場は設けず、それぞれの医療機関で個別の医療機関で接種していただく形となっております。

繰り返しになりますが、大きく変わる点になりますが、新型コロナワクチンは季節性のインフルエンザと同等となるという見込みになります。

以上、説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、さっきのあれ、季節性インフルエンザ同様のということなんで、開業医さんで受けると思うんですけども、自己負担、今私たちの場合1,000円ぐらいで大体受けられるんですけども、コロナワクチンも1,000円ぐらいで受けられるということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） そちらの負担の関係になりますが、まだ国のほうからコロナワクチンのワクチン単価というのが示されておられません。それによりまして、また自己負担額が変わってこようかと思いますが、極力この季節性のインフルエンザと同等のような形で、一部自己負担をしていただいて、そのほかは市町村の負担という形を組み入れられればと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 60歳から64歳で重症化リスクの高い方も対象になるということなんですけれども、こちらはきっと主治医でリスクが高いかどうかというのは判断されると思うんですが、実際に公費が支出されるかどうかというのは、窓口での負担だとか医療機関での手続というのはどのようになるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 季節性インフルエンザと同等に考えておりますので、該当になる方と思われる方には接種券のほうを医療機関の窓口等に配置しまして、そちらに記入をしていただいて、接種が可能である方を確認して負担等を考えていきたいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） では、この64歳以下で特に重症化リスクはないんですけれども、接種を希望されている方については全額自己負担でそれぞれの医療機関で接種という形になるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 赤松健康企画係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） お答えいたします。

資料のほうにもございますとおり、任意接種という項目がございますので、これらの新型コロナワクチンと同様に希望される方に対しては、接種間隔と条件を満たす場合については全額自己負担という格好で接種のほうは可能となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） じゃ、今回のコロナに関してもインフルエンザと同じような形で、接

種券のほうは申請でもらえるというような形でよろしいですね。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、新型コロナワクチンで結構副反応とかも一部あったと思うんですけども、それに関してはちょっと変わるんでしょうか、補償とかそういうの。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 今のところも健康被害の申請等を受け付けておりまして、多くのワクチンと同じような形で健康被害の救済措置がございます。B類に移行しますので、令和6年度以降はB類の項目に合わせた形の補償が用意されております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません、その副反応のところなんですけど、このB類の対象でない方、任意接種で接種した方の補償についてはどのようになるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） すみません。任意接種につきましても補償の仕組みがございますので、そちらのほうを使っただけで形になります。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） じゃ、そうしますと、年齢で65歳以上と、それ以下の方たちでは補償の内容が変わってくるということになるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） ちょっと手元に資料がないんですけども、補償の仕組みがちょっと変わってまして、補償されることには変わりがないんですが、手続と補償の金額の見え方がちょっと違うということでご理解いただければと思います。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制についてを終わります。

次に、（8）公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について、担当より説明をお願いします。

いたします。

戸澤子育て健康部長。

○子育て健康部長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て健康部から、公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について、私のほうから説明をさせていただきます。

資料につきましては、別紙になります。

1ページをお願いいたします。

まず、経緯になりますが、本市の公共施設使用料につきましては、合併前の旧町の料金体系を引き継ぎ、第1次甲斐市行政改革大綱の重点項目の財政の健全化において、具体的な施策として使用料等の見直しを掲げてまいりました。また、平成23年には公共施設の使用料を徴収する所管の担当係長で構成する使用料等調査研究委員会を立ち上げ、使用料等の見直しについて継続的に調査研究を行ってきたところであります。

次に、課題になりますが、公の施設使用料は、本来その施設を利用する者が施設利用の対価として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充てられるべきものでありますが、施設の維持管理等に要する費用を賄い切れず、一般財源である税等を投入しており、施設を利用する人と利用しない人の間に不公平が生じている状況であります。また、使用料の減免につきましても各施設の規則等で定めた要件により、個別に準用をしておりますが、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例等により、減免を適用する範囲は拡大傾向となっております。

3といたしまして、基本方針になりますが、使用料は負担の公平性、また算定方法の明確化、受益者負担割合の設定及び効果的・効率的な行政サービスの提供に努め、適正な受益者負担を維持するため、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方についてを策定し、今後この考え方に基づき、個々の行政サービスを取り巻く状況も考慮しながら見直しを行い、受益者負担の適正化を進めてまいります。また、使用料の減免につきましては、施設間の公平性を確保するため、統一的な基準を設ける必要があり、その判断基準は公益性が高く、市が施策を推進する上で必要と認められ、広く市民から理解が得られるものとするために、方針といたしまして、公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方についてを定めるものとしております。

なお、この両方針案に資料につきましては、令和5年5月17日に開催されました総務教育常任委員会に別冊資料として示しているところであります。タブレットの中にあります常

任委員会フォルダにデータがございますので、お時間があるときにご確認をお願いいたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

本日は、両方針案の主な内容について、抜粋をさせていただきますして説明をいたします。

表の項目、1、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について（案）になります。

主な内容は記載のとおり、（1）使用料の算定方法は原価として、サービスの提供に必要な施設の維持管理、運営費等とし、費用を大きく要する工事費を除く人件費や、また光熱水費、修繕料などを原価に含める経費としております。

（2）としまして、原価となる維持管理費等は、年度間の変動を考慮し、直近3年度の平均値を用いて算定することとしております。

（3）公費負担と受益者負担の割合を原則折半での設定とします。

（4）適正な受益医者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料の見直しを行うこととします。

（5）使用料を算出した結果、従来の使用量と比べ急激な値上げとならないよう、激変緩和措置として現行料金のおおむね1.5倍を改定上限として、定期的に検証し段階的に改定できることとしてまいります。

次に、項目の2の公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）につきましては、全額免除する場合と減額する場合について示しており、全額免除は（1）市が直接または間接的に関与する使用として、1から④に該当する場合といたします。

また、（2）といたしまして、青少年健全育成、コミュニティーの醸成、教育の振興、住民福祉の向上等極めて公益性が高い①から③の各団体を、全ての施設において使用料を免除いたします。

次に、減額を適用するのは、（1）団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため公益性が高く、また市の施策の推進上有益と認められる①の団体といたします。

また、（2）及び（3）に関係する団体におきましても減額を適用することといたします。

この減額の減額率は、原則50%といたします。

3ページをお願いいたします。

4、パブリックコメント集計結果の抜粋になります。

令和5年6月7日から7月7日の1か月間、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について（案）及び公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）のパブリックコメントを実施したところ、80人の方から表にまとめました賛成意見、また反対意見の提出がございました。

次の5になりますが、パブリックコメントを踏まえた検討結果と対応ですが、寄せられた意見として、使用料の見直しと減免基準の適用により、施設利用料が現在の3倍となると活動機会が減ってしまう、また使用料の値上げ幅が大きく費用負担が増額するといった意見が多く、また減免基準を社会教育団体も減免対象としてほしい旨の意見をいただいたところがあります。一方、効果的・効率的な行政サービスの提供には使用料の受益者負担割合の設定による負担の公平性、コスト転嫁方式による算定方法の明確化が必要である意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、対応策といたしまして、使用料については、激変緩和措置として改定上限は現行料金の1.5倍を基本とするが、今回の見直しに限り、1.2倍にすることができるとし、減免基準につきましては、団体の活動が利益につながる活動ではなく、地域住民に寄与する活動であるなど公益性が高いと認められる場合は、各施設の規則において規定できるようすることとしました。

なお、この対応策（案）により、説明会を希望する団体等に対し、令和5年、昨年12月まで説明会を開催したところ、使用料の改定及び減免基準の適用についておおむね理解が得られたことから、令和6年2月定例会に、使用料に伴う条例の一部改正を提出するものがあります。

次の6の今後のスケジュールといたしましては、令和6年2月に使用料に伴う条例の一部改正を定例市議会に提出し、10月から改正適用を考えております。

なお、子育て健康部の該当施設は、子育て支援課が竜王東児童センター、また健康増進課につきましては竜王と敷島、また双葉の3つの保健福祉センターが対象となっております。また、これにつきましても2月の定例会で詳細のほうを説明させていただきたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 結局最後は、パブリックコメントでは反対意見が圧倒的に多かったけれども、説明会した場合は全て了解を得られたということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 戸澤部長。

○子育て健康部長（戸澤文香君） こちらのパブリックコメントにおける反対意見が多かったのが教育施設、そちらのほうの公民館ですとか、そういうところの利用に関しての反対意見が多かったということを伺っております。うちのほうの敷島・双葉・竜王の保健センターにつきましては、利用団体が通年の方がそんなにいないところもあるんですけども、その団体については説明をさせていただきまして、おおむね了解は得ているところでございます。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今子育て支援に力を入れようということで、今回子育て支援施設ですね、つくろうというようなこともあるんですけども、そういうのも考えていけば、それも有料になる可能性というのが高いということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 戸澤部長。

○子育て健康部長（戸澤文香君） また今後新しくできます篠原地区の公園の施設の事を議員さんおっしゃっていると思うんですけども、そちらの使用料につきましてはまたそちらができたところで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） またそれは緑化センター跡地活用のときにもまたまとめて。

そのほか質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で公の施設使用料の改定及び減免基準の適用についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

じゃ、ここで休憩をします。2時50分再開でお願いいたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時44分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

続いて、（９）甲斐市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（案）について、担当より説明をお願いいたします。

奥石障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（奥石文明君） お疲れさまです。

障がい者支援課より、甲斐市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（案）についてご説明いたします。

資料の12ページをお願いいたします。

初めに、１、計画策定の経緯につきましては、現在の計画が今年度末で計画期間を終了することから、計画期間を令和６年度から令和８年度までとする甲斐市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画を本年度新たに策定するものでございます。

次に、２、計画の内容につきましては、（１）の計画策定に当たってから（６）計画の進捗に向けてまでとなります。

次に、３、策定方法につきましては、（１）甲斐市保健福祉推進協議会による協議から（５）パブリックコメントの実施としております。

次に、４、パブリックコメントの実施期間につきましては、明日１月13日から２月６日までの25日間としております。

なお、議員の皆様のご意見・提言につきましては、お配りしてございますこちら別紙になりますが、こちらの様式により１月26日金曜日までに担当宛てにご提出をお願いいたします。

次に、５、今後のスケジュールについてでございますが、１月13日からパブリックコメント、２月14日、厚生環境常任委員会でパブリックコメントの結果を報告させていただきます。その後、２月下旬に策定ワーキング会議等を行いまして、３月下旬までに計画の決定、計画書の印刷製本、その後、計画の公表を行う予定でございます。

引き続きまして、計画（案）のほうを説明させていただきます。

タブレットの中の甲斐市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（案）をお願いいたします。

まず、１ページをお願いいたします。

第１章、計画策定に当たっては、１の計画の趣旨から５ページのSDGsに基づく施策の推進まででございます。

6ページをお願いいたします。

第2章、甲斐市の障がい者の現状につきましては、1の統計から見る現状を16ページまで記載がしてございます。

7ページをお願いいたします。

上のグラフになりますけれども、甲斐市の障がい者手帳の所持者数につきましては、令和5年4月時点で3,573人でございます。令和4年と比較しまして96人の増加となっております。

17ページをお願いいたします。

2の関係団体等ヒアリング調査結果につきましては、①関係団体4団体と、また②児童通所サービス利用者の保護者115人とヒアリングを実施してございます。

ヒアリング調査の結果につきましては、関係団体の結果を18ページから24ページまで、サービス利用者の保護者の結果を25ページから31ページまでにまとめてございます。

32ページをお願いいたします。

3の前計画における成果目標・活動指標の達成状況につきましては、37ページまでとなっております。

成果目標につきましては、全体で16項目掲げておりまして、3項目が未達成の見込みとなっております。

未達成の成果目標について説明いたします。

34ページをお願いいたします。

34ページの一番上の②就労移行支援からの一般就労移行支援者数は未達成の見込みで、内容は記載のとおりでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

35ページの一番上の⑤就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合も、記載のとおり未達成の見込みでございます。

37ページをお願いいたします。

37ページの一番上、③重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保につきましても、記載のとおり未達成の見込みでございます。

38ページをお願いします。

4の計画策定に向けた課題は、39ページまででございます。

38ページの①障がい者の増加、高齢化、②多様な障がいに対する障がい福祉サービスの

提供、39ページ、③障がい者の就労への支援、④障がい児に対する支援の4項目を課題としております。

40ページをお願いいたします。

第3章、計画の基本的な考え方、1の基本理念は、地域社会で共に生き、支え合う共生のまちづくりとしております。

2の基本的な視点につきましては、1の障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援から、7の障がい者の社会参加を支える取組定着の7項目としております。

41ページにつきましては、障がい福祉サービス等の一覧表になっております。

障がい福祉サービスは4項目21サービス、地域生活支援事業は2項目14事業、障がい児福祉サービスは5つのサービスとなっております。

42ページをお願いいたします。

ここからが第4章、第7期障がい福祉計画になります。

1の成果目標及び活動指標の設定は50ページまでで、成果目標を15項目掲げております。

51ページをお願いいたします。

2の障がい福祉サービスごとの見込み量と確保のための方策は、62ページまでとなっております。

63ページをお願いいたします。

3の地域生活支援事業ごとの見込み量と確保のための方策は、72ページまでとなっております。

令和6年度からの計画値につきましては、実績値などを勘案し、設定を行っております。

73ページをお願いいたします。

ここからが第5章、第3期障がい児福祉計画になります。

1の成果目標及び活動指標の設定は75ページまでで、成果目標を5項目掲げております。

76ページをお願いいたします。

2の障がい児福祉サービスごとの見込み量と確保のための方策は、78ページまでとなっております。

79ページをお願いいたします。

第6章、計画の推進に向けては、1の計画の周知啓発、2の計画の推進体制の構築、3の計画の進行管理と評価は、PDCAサイクルにより進行管理等を行うこととしております。

計画書の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 障がい者支援という形で、就職とかそういう形のものの支援という形で今までやってこられて、民活という形なんですけれども、今の現時的には本当に障がいを持たない方でもなかなか厳しい状況にあると思うんで、もっと障がい者の方たちの支援というのは厳しくなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の見通しというのはどのような形で思っているか教えてください。

○委員長（金丸幸司君） これ就労支援……

○委員（保坂 康君） 就労とかね。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○障がい者支援課長（興石文明君） 就労支援につきましては、就労支援AだとかBだとか、そういったサービスについては増加傾向にございますので、今後も増加していくような形で事業のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 38ページで計画策定に向けた課題ということで、一番上のほうで、増加傾向で、とりわけ療育手帳所持者とか精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著とあるんですけれども、これに対応しているような施策とか施設とかいうのは今あるんでしょうか。今からやっていくと。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○障がい者支援課長（興石文明君） サービスの見込み量でいきますと増加傾向にございますので、これらの実績等を踏まえて今後3年間のサービス量を見込みまして、予算の措置のほうをしていくというような考えになります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）についてを終わります。

次に、（10）甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）について、担当より説明をお願いいたします。

興石障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（興石文明君） 引き続きよろしく申し上げます。

甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）についてご説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

初めに、1、計画策定の経緯につきましては、現在の計画が今年度末で計画期間を終了することから、計画期間を令和6年度から令和10年度までとする甲斐市第2期自殺防止対策計画を本年度新たに策定するものでございます。

次に、2、計画の内容につきましては、（1）自殺防止対策計画の概要から（4）自殺防止対策の推進体制までとなります。

次に、3、策定方法につきましては、（1）自殺対策に関する市民意識調査の実施から5のパブリックコメントの実施としております。

次に、4、パブリックコメントの実施期間につきましては、先ほどと同様1月13日から2月6日までの25日間としております。

こちらも議員の皆さんの意見・提言につきましては、お配りしております別紙により、1月26日金曜日までに担当宛にご提出をお願いいたします。

次に、5、今後のスケジュールにつきましては、明日からパブリックコメント、2月14日、厚生環境常任委員会でパブリックコメントの結果の報告をさせていただきます。その後、2月下旬に甲斐市自殺防止対策協議会など開催をいたしまして、3月下旬までに計画の決定、計画書の印刷製本、その後、計画の公表を行う予定であります。

引き続き、計画書（案）のほうをご説明いたします。

タブレットの中の甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）をお開き願います。

1ページをお願いいたします。ページは上のほうに記載がしてございます。

第1章、自殺防止対策計画の概要は、1の計画策定背景から5のSDGsとの関係まででございます。

6ページをお願いいたします。

第2章、甲斐市における自殺の現状につきましては、1の自殺の現状分析方法から、19ページ、20ページまでがデータによる現状のまとめとなっております。

7ページをお願いいたします。

7ページの下表ですけれども、令和4年の欄をご覧いただきたいと思います。一番右側です。

甲斐市の自殺者数が12人、この12人を10万人換算すると、その下の15.7人となります。この数字を自殺死亡率と呼んでおります。その下の17.3人が山梨県の自殺死亡率、その下の17.3人が全国の自殺死亡率となります。甲斐市につきましては、令和2年以外は山梨県と全国の自殺死亡率を下回る結果となっております。

19ページをお願いいたします。

9のデータによる現状のまとめとしては、甲斐市が重点的に取り組む自殺防止対策の分野を勤務・経営、無職・失業、高齢者の3つと分析しております。

21ページをお願いいたします。

ここからは自殺対策に関する市民意識調査の結果になります。

②の回答結果の表をお願いいたします。

調査票の配布数は2,000票、回答数は1,116票、回答率は55.8%でございます。

22ページから36ページが各設問の回答内容の集計になっております。

抜粋して説明をいたします。

28ページをお願いします。

問8、本気で自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがあるかでは、21.5%、人数で240の方が「考えたことがある」と回答をしております。

30ページをお願いいたします。

問13、甲斐市の自殺防止対策の取り組みを知っているかでは、「全て知らない」が70.7%と最も多い状況でございます。

37ページをお願いいたします。

11の前計画の振り返りと課題は、(1)前計画における取組として、重点施策3項目、基本施策5項目、生きる支援関連施策の合計181事業を実施いたしました。

37ページから39ページの重点施策、基本施策、生きる支援関連施策の振り返りにつきましては、各所管課から提出のあったものをまとめたものでございます。

39ページをお願いいたします。

中段の（２）結果と課題につきましては、アの結果は、自殺死亡率の推移は年ごとに増減を繰り返しており、数値目標を上回っている年もありますが、５年間の平均値では数値目標を下回る結果となりました。下の表は各年の結果で、令和２年、４年、５年が数値目標を上回る自殺死亡率となっております。

なお、令和５年１１月時点の自殺者の実人数につきましては、１３人となっております。

次に、イ、課題は、自殺防災対策は社会的な取組として継続していく必要があります、個人の自殺につながる様々な要因を早期に発見していくためにも、より多くの人に自殺防止の取組を知ってもらうことが重要となります。そのため、第２期計画では社会全体で自殺防止に取り組めるよう、地域の様々なつながりによる包括的な自殺防止対策を行っていく必要がありますという内容でまとめてございます。

４０ページをお願いいたします。

第３章、自殺防止対策の基本的な考え方と取組につきましては、１の計画の期間から８０ページまでになります。

４１ページをお願いします。

２の計画の数値目標につきましては、国の大綱では、自殺死亡率を平成２７年の１８．５人に対して１０年後の令和８年に３０％以上減となる１３人以下とすることとしております。本市におきましては、第１期の計画期間内の令和元年から４年の４年間における自殺死亡率の平均１４．２人を基準に、第２期計画の令和６年度から１０年の自殺死亡率の平均を、全国の目標値と同様に３０％以上減とする９．１人以下にすることを目標としております。

４２ページをお願いいたします。

計画の基本方針は、記載のとおり１から６までで、令和４年１２月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、６つの基本方針としております。

基本方針の内容は４２ページから４４ページ記載のとおりでございます。

４５ページをお願いします。

自殺防止対策施策の体系は、下の図のとおり、本市の自殺の現状による重点施策３項目２１事業、国が定める全国共通の取り組むべき基本施策は５項目４１事業、その他の事業をまとめた生きる支援関連施策は１３１事業でございます。

４６ページをお願いいたします。

３つの重点施策について説明いたします。

重点施策１、高齢者の自殺防止対策の推進は、（１）の高齢者とその支援者への各種支援

先の情報の周知から、48ページの（４）介護者、支援者への支援の推進までとなります。

第２期計画では、国の手引きによりまして新たに評価指標を設けることとしております。評価指標につきましては、本市の自殺防止対策に関する高齢者の認知度としております。今回の市民意識委調査で60歳以上の高齢者が回答した本市の自殺防止対策に関する認知度は31.1%でありましたので、計画期間の最終年度で30%以上アップする41.0%を目標値としております。

49ページをお願いいたします。

重点施策２、無職・失業者の自殺防止対策の推進は、（１）無職・失業者等に対する相談窓口等の充実から、51ページの（４）無職・失業者の孤立を防ぐための環境整備までとなります。

評価指標は本市の自殺防災に関する無職・失業者の認知度としております。今回の市民意識調査で、無職・失業者が回答しました本市の自殺防止に対する認知度につきましては28.7%でありましたので、計画の最終年度で30%以上アップさせる38.0%を目標値としております。

52ページをお願いします。

重点施策３、勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進は、（１）勤務・経営問題による自殺リスクの低減を図る取組から、53ページの（２）経営者・従業者への支援までとなります。

評価指標につきましては、メンタルヘルス講座の開催で毎年実施としております。

54ページをお願いいたします。

５つの基本施策についてご説明いたします。

基本施策１、地域におけるネットワークの強化は、（１）地域におけるネットワークの強化と、55ページの（２）特定の問題に関する連携ネットワークの強化までとなります。

評価指標につきましては、自殺防止対策本部会議の開催と自殺防止対策協議会の開催で、毎年２回以上実施としております。

56ページをお願いいたします。

基本施策２、自殺防止対策を支える人材の育成は、（１）市職員を対象とした研修と、（２）市民等を対象とした研修となります。

55ページの評価指標は、職員向けゲートキーパー養成講座の受講率と市民向けゲートキーパー養成講座の参加者数としております。職員向けの講座につきましては現況値が35%

なので、毎年10%アップになる計画値としております。また、市民向けの講座の参加者数につきましては現況値が約20名となっておりますので、毎年20人ずつの目標としております。

58ページをお願いいたします。

基本施策3、市民への啓発と周知は、(1)リーフレット等啓発グッズの作成と周知と(2)各種メディア媒体等を活用した啓発活動、59ページまでとなっております。

評価指標は本市の自殺防止に対する市民の認知度、今回の市民意識調査で結果が27.1%でございました。令和10年度までに30%以上アップする40%としております。

その下の自殺防止キャンペーンの実施回数は年2回、「いのちの講演会」の開催は毎年実施としております。

60ページをお願いいたします。

基本施策4、生きることの促進要因への支援は、(1)自殺リスクを抱える可能性のある人への支援から、62ページの(4)支援者への支援までとなります。

62ページの評価指標は総括的相談支援体制の構築で、令和8年度までは移行準備、令和9年度から実施としております。

63ページをお願いいたします。

基本施策5、児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応は、(1)SOSの出し方に関する教育の取組から、(3)SOSの出し方に関する教育の推進に向けた取組までとなっております。

64ページの評価指標につきましては、SOSの出し方に関する教育の実施で、毎年小中学校全校で実施の16校としております。

65ページをお願いいたします。

生きる支援関連施策は80ページまででございます。

各課の既存事業で自殺防止に関する事業や、各課で取組可能な活動を掲載しております。全体で131事業ありますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

81ページをお願いします。

第4章、自殺対策の推進体制、1の推進体制は、自殺防止対策本部と自殺防止対策協議会が連携し、事業を推進することとしております。

82ページをお願いいたします。

2の計画の進捗管理と関連計画等との連携は、PDCAサイクルでの事業管理と、自殺防

止対策本部、自殺防止対策協議会や関連する他の計画と連携について記載がしてございます。

計画書の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続いて、（11）甲斐市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、担当より説明をお願いいたします。

保坂長寿推進課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 大変お疲れさまです。

長寿推進課より、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）につきましてご説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、計画書のページ数も多いため要点を絞り、主に前計画から変わった部分、また保険料の算定等を中心にご説明をさせていただきますので、あらかじめよろしく願いいたします。

それでは、初めにお手元の常任委員会資料14ページをお願いいたします。

今年度策定いたします計画の趣旨などにつきましては、昨年5月16日に開催をされました厚生環境常任委員会で既にご説明をさせていただいておりますので、説明は省略し、その下に記載してある国の基本方針をご覧いただきたいと思っております。

国の基本方針案では、3年に一度策定いたします本計画につきましては国から基本方針が

示されているところでありますが、その内容を踏まえ計画を策定することとされております。今回示された基本的な方針としましては、（１）サービス基盤の刑確定な整備、それから（２）地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組、それから（３）といたしまして地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場における生産性の向上の３つの項目を中心に示しております。

また、基本となる記載事項につきましては、（１）の日常生活圏域から、（４）の被保険者の地域における自立した日常生活の支援などを基本的記載事項としているところであります。

次に、資料の15ページ、５の計画の構成をご覧ください。

今回策定をいたします計画の基本理念につきましては、前計画からの理念を引き継ぎ継承し、住み慣れた地域でいつまでも笑顔で元気に暮らせるまちづくりとし、地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を図るものであります。

この基本理念に基づく考え方につきましては、計画書案の33ページに記載をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本計画案の構成につきましては、第１章の計画の策定に当たってから、第７章の資料編までの７章立てにより構成をされております。

それでは、今回新たに追記したもの、また前計画から変わった箇所などを中心に、要点をかいつまんでご説明させていただきますので、お手元の計画案をご覧くださいと思います。すみません、タブレットのほうの計画案をご覧くださいと思います。

初めに、計画案の３ページ、４ページをご覧ください。

３ページ、４ページでは、介護保険制度の改正のポイントとして、計画策定のため国が示した基本指針とその中に示されている基本的な考えなどから、今回見直しを行ったポイントをそれぞれ記載しているところであります。

次に、計画案の12ページから25ページにかけては、昨年度に計画策定のための基礎資料とするため調査を実施いたしました高齢者等実態調査の結果を掲載しております。

なお、実態調査の結果等につきましては、昨年４月に開催されました厚生環境常任委員会で既にご報告をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、お手元のタブレットの計画案の26ページから32ページにかけては、現行の計画の振り返りと、今回新たに策定をする第９期計画に向けた課題、それから各基本目標ごとに内容を取りまとめ、掲載をしてあります。

続きまして、36ページをお開きください。

36ページでは、SDGsとの関連性として、本計画を推進するに当たりましては、持続可能でよりよい社会の実現に資するものとして、この趣旨を踏まえ今後計画の取組を進めてまいりたいと考えております。

以降、37ページ、施策の体系、39ページから70ページの施策の展開では、それぞれ関係する項目のSDGsの目標をサインで示しております。

また、施策の展開の各基本目標で掲げている数値目標につきましては、令和3年度から令和5年度までのこれまでの実績値と、今後3年間の計画値をそれぞれ記載させていただいております。

また、42ページからになります。42ページの基本目標の2、健康づくりと介護予防の推進の中では、48ページ下段から49ページにかけまして、令和6年の今年の4月から新規事業として実施を予定しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業内容について、それぞれ記載をさせていただいております。

なお、来月2月14日に開催される厚生環境常任委員会では、この新規事業の内容等を詳細を説明させていただきますので、併せてよろしくお願いたします。

続きまして、少し飛びまして61ページからの基本目標5になります。介護を受けながら安心して暮らすための支援では、62ページの下段にヤングケアラーを含む家族介護支援の取組について記載をさせていただいております。

また少し飛びまして、次に71ページから97ページまでにつきましては、第5章、介護保険事業の適正運営の推進と保険料の算定について記載をさせていただいております。

本市における高齢者人口のピークは2040年、令和22年以降と推定をされているところがありますが、今後高齢者のみの独居や高齢夫婦のみの世帯、それから認知症高齢者などの増加が見込まれているところであり、これなどの要因から今後介護サービスの需要はさらに増加をし、多様化していくものと考えられております。こうした状況を踏まえ、利用者やその家族の介護サービスのニーズを収集するために実施いたしました在宅介護実態調査、それから、各種介護サービス等のプランを作成しております介護支援専門員に対しましては、在宅生活改善調査を実施し、介護サービス事業を展開する事業者に対しましては、既存の事業拡大や新規分野への参入の意向を把握するため、介護保険サービス施設等に関するアンケート調査をそれぞれ実施をし、これらの調査から得たニーズを地域的な課題として捉え、本計画に反映させていただくものであります。

次に、72ページをお願いいたします。

72ページの下の①特別養護老人ホーム待機者の解消につきましては、市内外の特別養護老人ホームへ令和5年4月1日時点で約319人の要介護者が入所の申込みをしているところであり、このうち、特に要介護度が高いため早期入所が見込まれる人は、40人と見込まれているところであり、

次の73ページをお願いいたします。

介護保険制度がスタートし20年が経過をし、この間、市内には特別養護老人ホームや通所介護施設など多くの介護施設や事業所が整備をされてきました。高齢化の著しい進展、介護サービス利用者の増加などにより、多様な施設なども必要とされてきたところであり、本市では、介護サービスのニーズや施設整備に関する様々な意向調査を実施してまいりましたが、それらを参考に今後3年間において整備を目指す介護サービスとして、地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム1施設の整備を計画しているところであり、

続きまして、74ページから91ページまでにつきましては、介護給付適正化事業の推進として、介護給付の適正化や適切な介護の認定、またサービスが適切に提供されるよう事業者に対して保険者である市が指導を行うもので、77ページでは居宅介護予防サービス、また77ページから91ページにかけての各項目につきましては、介護保険料を定めるための基礎数値となります。これらの各種介護サービスの利用人数や利用回数などを令和5年度までの実績数値として、今後3年間の推計値の見込みを記載した表となります。

次に、92ページをお願いいたします。

92ページでは、介護サービス給付費の推計を記載しております。

77ページから91ページまでの推計値などを基に、92ページの表に記載してあります数値は、それぞれのサービスごとの介護給付費、それから介護サービスに係る支出見込額を試算し、一覧表としたものであります。

介護保険料の算定に当たりましては、(1)の介護サービス給付費から、94ページの地域支援事業費などの支出額に諸費用を加えた今後3年間の総支出予定額を算出いたします。算出をしたそれらの総支出額に対し、収入分として国・県・市の定率負担分と、40歳から64歳までの方々に納めていただいております第2号被保険者から徴収された介護保険料を取りまとめる社会保険診療報酬支払基金からの定率負担金のほか、その他負担金、交付金を除いた金額が65歳以上の方の第1号被保険者から納めていただく保険料の総額となります。

その総額を基に、97ページをお願いいたします。

その97ページにあります所得段階区分ごとに保険料を決定してまいります。

保険料につきましては、そこに記載をしてありますが、国及び県の方針に基づき、所得別段階ごとに区分するものとされております。現在この基準額に対する割合の数値は、12月末時点で算定した数値を記載させていただいております。この所得段階で保険料の基準額となるのは、第5段階となります。基準額に対する割合を1.0としてありますが、その基準額を基に、例えば第1段階の方は基準額の0.29倍、第13段階の方は基準額の2.4倍の保険料となります。

令和5年度までの計画につきましては、第5段階の方は保険料は月額が5,000円、年額6万円であり、第1段階の方から第3段階の方は公費による軽減措置を実施しており、第1段階の方は月額1,500円、年額1万8,000円となっております。それから、その逆に最高額の第11段階の方につきましては、月額9,250円、年額11万1,000円の保険料となっております。

介護保険料につきましては、各自治体ごとに保険料を定めるため、市町村ごとに保険料は異なります。高齢化率や要介護認定率が高いと保険料が高くなる傾向があり、介護保険特別会計の支出の9割以上を占める介護サービスに関する支出が多くなると、その支出を賄うための保険料は高くなるという仕組みとなっております。

今後さらなる高齢化の進展、特に介護認定率が高くなる75歳以上の後期高齢者の増加が予想される中、高齢者の自立支援、介護予防、それから重度化防止のための推進策等を図り、介護サービスの給付をできる限り抑えることが保険料を抑制していくことにつながるものと考えております。

なお、介護保険料は介護保険条例に規定するため、来月2月の定例市議会へ新しい保険料に関する条例の一部改正を提案し、決定していただく予定となっておりますので、本日は算定中とさせていただいているところであります。

計画の最後になりますが、98、99ページにつきましては、第6章の計画の推進に向けてとなります。本計画推進のために引き続き関係部署、それから関係団体等と連携を図りながら、効果的で効率的な事業の推進を図るとともに、計画の進捗管理を定期的な検証の下、行っている予定であります。

本冊資料の15ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

6番の今後の予定であります。

今後の予定といたしまして、明日の1月13日から2月6日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいた質問やご意見などを本計画の素案へ反映をさせ、議員の皆様

様につきましては、お手元にお配りをしてあります本計画書案に対する意見・提言書にご意見等を記載していただきまして、1月26日の金曜日までに長寿推進課まで提出をしたいと思っております。

来月2月に開催予定の厚生環境常任委員会へ、意見・提言等を反映させた内容をお示しさせていただきますので、併せてよろしく願いいたします。

以上で、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）についてを終わります。

引き続き、次第の4、その他を行います。

委員より、常任委員会でその他何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、次に事務局より、何かありましたらお願いします。

深澤書記。

○書記（深澤隼人君） お疲れさまです。

それでは、意見交換会について説明をいたします。

12月の委員会でもお知らせしておりますファミリー・サポート・センターとの意見交換会についての開催通知をお手元に配付させていただきました。

日時は2月14日水曜日になりまして、午前中に通常の委員会を行った後、午後1時半から委員会室にて行いますので、よろしく願いいたします。

当日は、ファミリー・サポート・センターから概要と現状の説明を受けた後に意見交換となりまして、1時間半程度を予定しております。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。内容についてはこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分